

うことであります。本法案によれば、重要な事項はことごとく国土総合開発審議会に諮問することになつておりますが、地元の意見を反映させるためにも、また迅速なる事務運営をはかる上からも、別箇に離島振興対策審議会を設けて、離島関係の国会議員、知事、町村長を委員として参加させるように新たに条項を挿入願いたいと思ひます。

第二は、離島において農林漁業団体電力施設を整備せんとするときは、農山漁村電氣導入促進法の適用をなし得るようをお願いしたいのであります。離島は一般的に電力源に乏しく、点燈はもちろん、動力用の電力にも事欠いております。これは離島の近代化を阻んでいる大きな要因をなしており、今試みに電力の一人当り消費実績を見て、全国の三三〇、北海道二五〇、東北二二〇、関東三三〇、中部、四四〇、近畿四一〇、中国二五〇、四国一七〇、九州二五〇、に対して最も高い佐渡島で一六六、他は隠岐二〇、対馬一一、老岐八、五列島一一、屋久島一八、種子島九、甌島五という状態であり、しかも点燈率においても、隠岐七八、対馬五八、老岐六四、五列島七四、屋久島六九、種子島五三、甌島七五であつて、電燈の恩沢にも浴していない者がきわめて多いのであります。従つて、農山漁村電氣導入促進法第五条中「開拓地」の下に「離島振興対策実施地域」を加えるようにして、本法案附則第五項に挿入願ひたいと思ふのであります。附帯条項といはしまして、本法律案において離島振興対策実施地域の指定にあつては、お

おむね左の方針によつてこれを行ふように措置されたいのであります。

一、本土の外海に存在すること。
二、その島と本土との間の交通が非常に不安定であること。
三、島民の生活が本土に強く依存していること。

以上簡単でございますが修正理由を御説明いたします。

○佐伯委員長 以上をもつて修正案の趣旨弁明は終了いたしました。修正案について何か御発言はございませんか。——それではこれより討論を省略し、離島振興法案について採決いたします。

まず修正案について採決いたします。栗田英男君外六名提出の修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕
○佐伯委員長 起立議員。よつてただいまの修正案は可決されました。次に修正部分を除く原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕
○佐伯委員長 起立議員。よつて本法案は、栗田英男君外六名提出の修正案の通り修正議決せられました。

この際お諮りいたします。本案に関する委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議はございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐伯委員長 それではそのように決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。なお次会は明日午後一時半より開会いたします。

午後二時十四分散会

〔参照〕
離島振興法案（網島正興君外七十名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕